

議案第40号

幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例

幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第36条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を「において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「1年」を「1年6月」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「1年6月」を「2年」に改め、同条第3号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程）の次に」（以下「専門職大学前期課程」という。）を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「同法による専門職大学の前期課程に」を「専門職大学前期課程に」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「による」を「に基づく」に、「終了」を「修了」に、「6月」を「1年」に、「1年以上水道に」を「1年6月以上水道に」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「若しくは」を「又は」に改め、「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第37条第1号中「前条第1号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に、「、同号に規定する課程及び学科目」を「土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程」に、「、2年以上」を「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上」に改め、同条第2号から同条第6号までを削り、同条第7号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「4年」を「2年」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同号を同条第2号とし、同条第8号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第3号とし、同条第9号中「第1号、第3号及び第4号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に、「第1号に」を「同条第1号に」に、「5年」を「2年6月」に、「第3号に」を「同条第3号に」に、「7年以上、第4号」を「3年6月以上、同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同号を同条第4号とし、同条第10号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同号を同条第5号とし、同条第11号中「もの」を「者」に改め、同号を同条第6号とし、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る

1 級の技術検定に合格した者であって、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例による改正後の幕別町水道事業給水条例第 36 条第 8 号」を「幕別町水道事業給水条例第 36 条第 10 号及び第 37 条第 7 号」に改める。